

福岡県公報

令和二年五月十二日
第百一號
増刊
①

目次

再掲

○福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例 (人事課) ……………一

○特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………二

○福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (中小企業技術振興課) ……………三

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三

公布された条例のあらまし

◇福岡県特別職の職員の特例に関する条例 (総務部人事課)

1 福岡県特別職の職員の給与の一部を減額するため、特例措置を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十五号)付則第二項の適用について特例措置を設けることとした。

◇特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課)

1 新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する国の措置に鑑み、特殊勤務

手当の特例を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (商工部中小企業技術振興課)

1 新型コロナウイルス感染症拡大に起因する経済事情の著しい変動等により、事業活動に影響を受ける県内中小企業の経済的な負担の軽減を図るため、福岡県工業技術センターに各種試験、分析、設計等を申請する者が納付する使用料及び手数料を減免する規定を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

再掲

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県特別職の職員の特例に関する条例を制定し、ここに公布する。

令和二年五月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十七号

福岡県特別職の職員の特例に関する条例

(福岡県特別職の職員の特例に関する条例の特例)

第一条 この条例の施行の日から令和三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、福岡県特別職の職員の特例に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)第二条第一号及び第二号に掲げる特別職の職員、同条第三号に掲げる特別職の職員のうち教育長並びに同条第十号に掲げる特別職の職員のうち常勤を要する者(以下「特別職の職員」という。)に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 一 知事 百分の二十
- 二 副知事 百分の十五
- 三 公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員 百分の十二

2 特例期間においては、前項各号に掲げる特別職の職員に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、前項各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第二条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員に係る地域手当の特例)

2 特例期間においては、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十五号)付則第二項の適用については、同項中「一般職の職員の例により地域手当」とあるのは「一般職の職員の例による地域手当の額から、地域手当に福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例(令和二年福岡県条例第二十七号)第一条第一項各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和二年五月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例(平成二十九年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「第一項」の下に「又は第二項第一号」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

二 第二項第二号の作業 二千円

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が、新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二に規定する政令で定める日までの間において、次の各号に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、県職員特殊勤務手当条例第三条の規定は適用しない。

一 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この号及び次号において同じ。)の患者のうちその病状の程度が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められるもの又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつて新型コロナウイルス感染症の症状を呈していないもの(以下この号において「軽症患者等」という。)が、県が確保した宿泊施設において療養を行う場合その他人事委員会がこれに準ずると認める場合において、職員が、その軽症患者等の身体に直接接触する作業、軽症患者等が使用した物件の処理作業その他の新型コロナウイルス感染症にかかるおそれのある作業で人事委員会が定めるもの

二 新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者又は人事委員会がこれらに相当すると認める者の救護、新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業その他の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行う作業(前号に規定する作業を除く。)で人事委員会が定めるもの

第六条中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年五月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 知事は、経済事情の著しい変動その他の特に必要があると認められる場合であつて、知事が定める場合に該当するときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年五月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十四号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第二号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特勤特例条例第三条第二項各号に規定する作業 防疫等作業手当

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（この規則の施行に関し必要な事項）

2 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。